

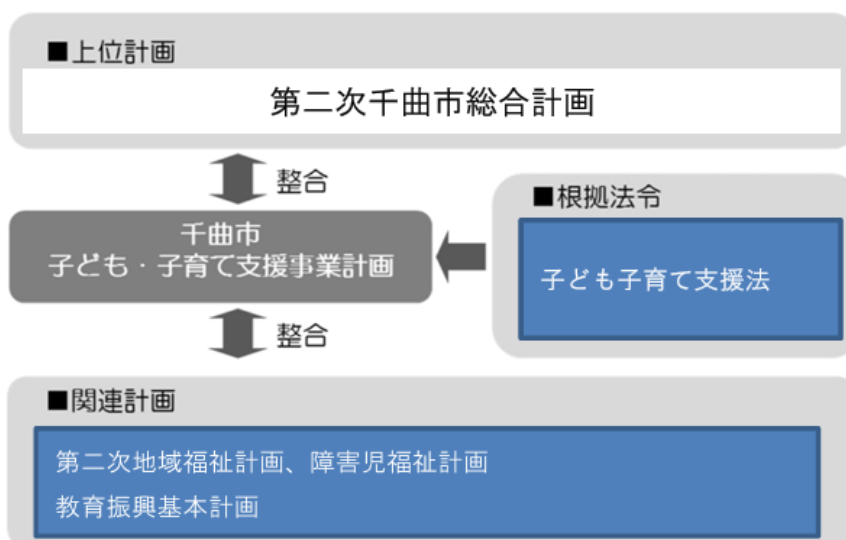
第3期千曲市子ども・子育て支援事業計画(こども計画) 策定方針

1. 計画の基本的な位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」に該当するものであり、千曲市の子どもと子育て家庭を対象として、市が今後進めていく施策の方向性・目標等を定めたものです。

また本計画は、千曲市のまちづくりの最上位計画である「総合計画」の個別計画として整合を持ったものとするとともに、子ども・子育て支援と関連の深い「地域福祉計画」や「教育振興基本計画」、「障害児福祉計画」などと整合性を持ったものとして策定します。

第2期千曲市子ども・子育て支援事業計画策定時の位置づけ



(参考)子ども・子育て支援法第61条

市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

2. 法的な位置づけ

市町村子ども・子育て支援事業計画とは、すべての自治体が策定を義務づけられている法定計画です。

自治体は、国が策定する「子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施の確保、その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針」に基づき、5年を1期として、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の需要予測(量の見込み)と、それを充足するための提供体制(確保方策)を決定する必要があります。

需要予測を立てるため、利用実績やアンケート調査から、潜在的なニーズや将来的なニーズの変化を的確に捉え、実効性・実現性をもった受給計画とする必要があります。

3. 考慮すべき国の動向

①こども大綱

令和5年4月1日に、こども施策を総合的に推進するためにこども基本法が施行され、同日こども家庭庁が設置されました。また、そのこども基本法に基づくこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が、令和5年12月22日に閣議決定されています。

こども大綱に基づき、国や都道府県だけでなく、市町村もこども施策について定める市町村こども計画の策定が努力義務とされました。

努力義務ではありますが、本市は第3期子ども・子育て支援事業計画をこども計画として策定することを視野に、現在基礎調査を実施しています。

「こども」の定義

こども基本法において「こども」とは「心身の発達の過程にある者をいう。」とされています。

これは、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないよう、こどもや若者がそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるように支えていくことを示したものであり、こどもが、若者となり、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指しています。

②関連する事項

こども大綱には、従来の「少子化対策推進大綱」、「子供若者育成支援推進大綱」、「子供の貧困対策に関する大綱」が一元化されています。こども施策を検討する際には、こうした大綱の視点を踏まえる必要があります。

またこども大綱と同日閣議決定された「こども未来戦略」、「こどもの居場所づくりに関する指針」、「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」も踏まえる必要があります。

今回の計画策定において、本市の計画に盛り込むことを検討しています。

こども基本法（抜粋）

（こども施策に関する大綱）

第九条 政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱（以下「こども大綱」という。）を定めなければならない。

3 こども大綱は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

- 一 少子化社会対策基本法第七条第一項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策
- 二 子ども・若者育成支援推進法第八条第二項各号に掲げる事項
- 三 子どもの貧困対策の推進に関する法律第八条第二項各号に掲げる事項

（都道府県こども計画等）

第十条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

（こども施策に対するこども等の意見の反映）

第十一条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

4. 計画策定に向けて（策定までのプロセス）

①市民アンケート調査

本市の若者や子育て世帯の生活実態や教育・保育ニーズ、保護者の意識を把握・分析し、第3期計画策定のための基礎資料とする。

（1）子ども子育て事業のニーズ調査（実施済み・集計中）

回答方式：アンケートを郵送

期間：5月中旬～5月下旬

対象：就学前児童保護者 約800人（約360人から回答あり）

小学生保護者 約400人（約205人から回答あり）

※回答内容精査中のため、回答数は確定値ではない。

（2）若者の意識及び実態の調査（実施済み・集計中）

回答方式：アンケートを郵送

期間：5月中旬～5月下旬

対象：高校生世代～29歳 約300人（約50人から回答あり）

※回答内容精査中のため、回答数は確定値ではない。

(3)子どもの貧困の実態調査(実施済み・集計中)

回答方式:アンケートを郵送

期間:5月中旬～5月下旬

対象:小・中学生 約400人(約165人から回答あり)

小・中学生の保護者 約 400 人(約175人から回答あり)

※回答内容精査中のため、回答数は確定値ではない。

②現状分析・施策の推進状況点検

本市の基礎データやアンケート調査結果、第2期計画の推進状況を把握・分析し、第3期計画の方向性を検討します。

③人口推計・需要予測(量の見込み)の算出

人口推計や事業実績、アンケート調査結果を踏まえて、市で実施する各事業の需要予測を行います。その結果に応じ「確保方策」の検討を行います。

④第3期計画の策定

本市の分析・推計を総括し、第3期計画を策定します。